

2022年度 文教大学奨学金要項【2次募集】

文教大学独自の奨学制度で返還の必要がない給付型奨学金です。

勉学の意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な学生に対し、奨学金を給付します。

1. 対象者

全学年

2. 給付額

授業料の一部相当額 ※2021年度実績：(1次募集) 193,500円 / (2次募集) 167,600円

3. 出願方法

出願は窓口提出又は郵送で受け付けます。出願書類を揃え下記のとおり提出してください。

(1) 提出先

所属	窓口提出の場合	郵送提出の場合 (レターパック又は簡易書留を利用)
越谷校舎所属学生	越谷学生課	〒343-8511 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学学生課 文教大学奨学金係
湘南校舎所属学生	湘南教育支援課	〒253-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100 文教大学教育支援課 文教大学奨学金係
東京あだち校舎所属学生	東京あだち教育支援課	〒121-8577 東京都足立区花畑 5-6-1 文教大学教育支援課 文教大学奨学金係

(2) 出願期間

2022年12月16日(金)～2023年1月12日(木)【最終日消印有効】

4. 出願資格

下記の要件を全て満たす者

- (1) 家計支持者(原則として父母、またはこれに代わる者)の収入の合計が下記の基準額以下の者
(原則、所得証明書の金額で選考します。2021年1月2日以降に就職・転職・退職したケースについては、7.出願書類を参照してください。)

① 給与所得者(所得証明書の給与収入金額 ※年金の収入金額も含む)

給与収入が841万円以下

② 給与外所得者(所得証明書の給与・年金以外の所得額の合計)

所得が355万円以下

③ 給与所得と給与外所得の両方がある者

給与収入と給与外所得の合計が841万円以下であり、

かつ給与外所得が355万円以下である者

(2) 下記の標準修得単位数を満たしている者

【教育学部（2020年度以降入学）・人間科学部・文学部・情報学部・国際学部・経営学部】

	1年	2年	3年	4年
修得単位数	16単位	48単位	80単位	112単位

【教育学部（2019年入学まで）・健康栄養学部】

	1年	2年	3年	4年
修得単位数	17単位	51単位	85単位	119単位

※2022年度春学期までの標準修得単位数です。

(3) 入学から出願時までの通算 GPA が 1.50 以上の者

(4) 在学期間（休学期間は含めない）が修業年限（4年間）を超えていない者

(5) 2022年度に修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免）の支援を受けていない者

※2020、2021年度に修学支援新制度の支援を受けた者で、支援停止又は打ち切りにより2022年度は春学期と秋学期ともに支援を受けていない者は出願可。

(6) 当該学期に文教大学緊急特別奨学金を受給している場合は、授業料の半額未満を受給している者

(7) 2022年度通年で休学中の方は出願できません。（半期休学の場合、出願は可能ですが、採用となった場合の給付額は、休学期間を踏まえて調整いたします）

5. 給付方法

出願時に指定した口座に全学一括で振り込みます。

6. 出願書類

送付票と下記の①～③（④～⑥該当者のみ）をすべて揃えて提出してください。

NO	提出書類	備考
①	文教大学奨学金 願書 原本	<ul style="list-style-type: none"> ・押印はシャチハタ等スタンプ印不可。該当の人物はそれぞれ別の印鑑を使用。 ・保証人の署名・押印以外の項目は、すべて出願する学生本人が記入すること。
②	所得証明書（父母両方） コピー可 ※自治体によっては、課税証明書・非課税証明書と称する場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>無職無収入でも提出</u>してください。 ・市区町村役所で発行 ・<u>2021年分（2021年1月～12月）の実績が記載されたもの</u> ※収入・所得金額欄が「****」等で目隠しされているものは受理できません。金額を記載するためには、当該年度の所得について、予め市民税の申告（収入の無い方は無収入であることを申告）をする必要があります。お住まいの市区町村にて、当該年度の所得を申告した上で、所得金額が記載された所得証明書を取得してください。（市民税申告の詳細はお住いの市区町村にお問合せください。）
③	奨学金振込口座届 原本	<ul style="list-style-type: none"> ・学生本人口座を記入すること
所得証明書（2021年分）の金額は「5.出願資格（1）家計基準」に該当しないが、2021年1月2日以降に就職・転職・退職をした結果、その収入見込金額が家計基準に該当する場合は、下記の書類を提出。（選考で考慮する場合があります。）		
転職し、給与所得の場合（下記ア～イのうち、該当するもの）		
④	ア) 2021年12月までに勤務開始した方	次の①②のすべて ①2021年の源泉徴収票 ②2022年1月から出願時までの毎月の給与明細（給与明細添付台帳（本学指定書式）に添付）
	イ) 2022年1月以降に勤務開始している方	次の①②のすべて ①年収見込証明書（2022年分）（本学指定書式） ②2022年1月から出願時までの毎月の給与明細（給与明細添付台帳（本学指定書式）に添付）
転職し、給与外所得（自営業等）の場合（下記ア～イのうち、該当するもの）		
⑤	ア) 2021年12月までに事業を開始した方	次の①②のすべて ①2021年の確定申告書の控 ②所得見込証明書（本学指定書式）
	イ) 2022年1月以降に事業開始した方	<ul style="list-style-type: none"> ・所得見込証明書（2022年分）（本学指定書式）
⑥	退職・廃業し、現在無収入の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・無収入である旨の誓約書（本学指定書式）

※本学指定書式は、学生課・教育支援課のHPを参照してください。

7. 選考方法

提出された書類及び成績を基に選考します。

8. 選考結果の通知および給付日

2月下旬 採用者発表

2月下旬～ 奨学金給付

9. 特記事項

- ・文教大学以外の他団体から奨学金を受給している場合も出願可能です。ただし、「修学支援新制度」の支援対象者は除きます。
- ・予算の範囲内でより家計の困窮度が高い者から優先して採用されます。出願資格に適合した出願者全員が採用されるわけではありません。
- ・給付は一度のみです。次年度も本奨学金の給付を希望する場合は、再度、出願が必要になります（ただし、再度採用されるとは限りません）。
- ・奨学金の給付後に、退学・除籍等により奨学生の資格を喪失した場合は、奨学金の返還を求められます。

以上